

避難所のTKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境整備の推進を求める意見書

令和6年能登半島地震をはじめ近年の大規模災害においては、多くの被災者が長期間にわたり避難所生活を余儀なくされ、避難所の生活環境が被災者の健康維持や災害関連死の発生に大きく影響することが改めて明らかとなった。

国においても、避難所の質の向上に向け、国際的な人道支援基準である「スフィア」基準を踏まえた避難所運営の見直しを進めており、トイレ、温かい食事、ベッド等の確保を含む避難所生活環境の改善を重要施策として位置付けている。

また、国土強靱化実施中期計画において、スフィア基準を満たす避難所設置に必要なトイレやベッド等の備蓄を推進するとともに、キッチンカーやトレーラーハウス等の活用による広域支援体制の強化を進めている。

しかしながら、自治体ごとに避難所環境や備蓄状況に大きな差があり、被災した地域のみで十分な対応を行うことには限界がある。災害発生直後から被災者の尊厳ある生活を確保するためには、平時からの備蓄、官民連携、広域支援体制の構築が不可欠である。

また、今後設置が予定される防災庁には、国の防災行政における司令塔として、平時から自治体、関係機関及び民間事業者との連携を強化し、大規模災害発生時には迅速かつ的確な支援を行うとともに、全国どこにおいても被災者が安心して避難生活を送ることができる体制の構築を力強く推進することが期待される。

よって、国においては、国民の生命と健康を守る観点から、避難所のTKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境整備を一層推進するため、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 避難所におけるTKB（トイレ・キッチン・ベッド）の整備について、自治体間で格差が生じないように財政支援を拡充すること
- 2 トイレカー、トイレトレーラー、キッチンカー、簡易ベッド、パーティション等の整備及び備蓄に対する補助制度を拡充すること
- 3 発生後48時間以内を目標として、被災地へTKB資機材を迅速に供給できる広域支援体制及び輸送体制を強化すること
- 4 民間事業者との災害協定締結を促進し、キッチンカーや移動式設備等を活用した官民連携体制を全国的に整備すること
- 5 スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善を推進するとともに、自治体職員及び避難所運営関係者への研修・訓練に対する支援を強化すること
- 6 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、女性及び外国人など要配慮者に配慮した避難所環境整備を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和8年9月29日

川口市議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（防災）様